

12月議会のお知らせ

基山町議会12月議会は、左表の日程で開催する予定です。会期中は、どの日でも傍聴できますので、お気軽にお越しください。議場は、役場4階です。

※問合せ先 議会事務局 ☎92-6543

平成30年12月議会 会期日程 (予定)

※日程は、状況により変更することがあります。

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所	
3	月	午前9時30分	本会議	会期を決定します。 町長が議案の提案理由を説明します。	議場	
4	火	午前9時30分	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。		
5	水					
6	木					
7	金	午前9時30分	本会議	議案審議(議案内容について町長に質問します) 委員会付託(委員会で審査するように決めます)		
8	土	休会				
9	日					
10	月	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 (厚生産業常任委員会)	委員会室	
11	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 (総務文教常任委員会)		
12	水	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。		
13	木	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場	

※本会議の傍聴席は、役場1階・4階ロビーのモニター放映、及びインターネット録画配信の映像に映る場合がありますので、ご了承ください。

基山町歴史的風致維持向上計画案に対する意見を募集します

町では、特別史跡基肆城跡をはじめとする歴史的な建造物やこれと一体的に受け継がれてきた歴史・伝統を反映した人々の活動などの歴史的風致を維持向上させていく、歴史まちづくりを目的として「基山町歴史的風致維持向上計画」を策定します。

▽公表期間

11月5日(月)～12月5日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

▽公表場所

- ・定住促進課(役場2階)
- ・情報公開コーナー(役場1階)
- ・基山町ホームページ

▽意見募集期間

11月19日(月)～12月5日(水)
※郵送の場合、12月5日消印有効

▽意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する個人
- ・町内の事業所に勤務する個人
- ・町内の学校に在学する個人
- ・町内で活動する事業者及び団体

▽意見提出方法

意見の提出様式は自由ですが、意見を提出する方は、必ず氏名・住所・連絡先を記載し、郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。(電話不可)
計画案及び意見の提出様式は、基山町ホームページからダウンロード

ロードするか、情報公開コーナー及び定住促進課に備え付けています。

※提出いただいた意見の概要と、それに対する町の考え方を基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表する場合、個人情報に十分配慮します。個別の回答や返却は行いません。

※本事業と直接関連のない意見への回答は行いません。

※意見提出・問合せ先

定住促進課 歴史のまち推進係
☎92-17920
☎92-10741
✉teiju-5@town.kiyama.lg.jp

12月4日～10日は「人権週間」です

世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」として、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

生命の尊さ・大切さや、自己と他人の存在価値、他人との共生・共感の大切さを実感し「思いやり

の心」と「かけがえない命」について考えてみましょう。

町には、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員が3名います。人権行政相談や、高齢者福祉施設寿楽園への出張相談など地域に根ざした活動を行い、人権思想の普及と人権侵害の防止に取り組まれています。

※問合せ先

総務企画課 文書法令係
☎92-2188



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・あゆみちゃん

70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度ご加入の方へ

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ



■ 高額療養費（外来年間合算）制度とは？

現在、医療機関や薬局で月に支払った医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されています。一般区分・低所得者区分（※）の方は、平成29年8月から、年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額に14万4千円の上限額が設けられ、その上限額を超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。※区分については、住民課 保険年金係（役場1階）へお尋ねください。

■ 支給要件

平成29年8月から平成30年7月末までに被保険者が医療機関や薬局で支払った外来の医療費の自己負担額から月間の高額療養費を除いた額のうち、14万4千円を超えた額を支給します。

■ 支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

- ・後期高齢者医療の方…月間の高額療養費の支給を受けたことがある方で、対象の期間中に医療保険の異動等がなく、外来の医療費の自己負担額が広域連合で確認できる場合、月間の高額療養費の支給先と同じ口座へ自動的に支給します。（支給日の一週間程度前に支給決定通知書が届きます。）
- ・国民健康保険の方…申請時に口座の登録が必要です。

※後期高齢者医療の方で高額療養費の口座登録の無い方、国民健康保険の70歳以上の方、それぞれで支給が見込まれる被保険者の方には、12月中～下旬にお知らせを送付する予定ですので、住民課保険年金係（役場1階）へ申請してください。（平成29年8月から平成30年7月末までの間に「転入・転出をされた方、資格の変更があった方、資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）」は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。具体的な手続きやご不明な点をご相談ください。）

■ 時効についての留意点

高額療養費（外来年間合算）は、基準日（毎年7月31日）の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は、基準日の翌日から2年の間に行ってください。

※計算期間（8月～翌年7月）の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は、亡くなられた日）となります。

■ 問合せ先

住民課 保険年金係（☎92-7934）または佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476）

↑75歳以上の方はこちら

未来の生活設計について考えてみませんか！

いい 未来 11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録（加入・納付状況等）を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。詳細は、日本年金機構のホームページをご確認いただくか、年金事務所へお問い合わせください。



毎月第2・4火曜日は年金相談の日！

役場では、毎月第2・4火曜日に年金相談会を実施しています。佐賀年金事務所より相談員が来庁し、相談を受け付けます。事前に予約が必要ですので、佐賀年金事務所（☎0952-33-6360）へ前日までにご連絡ください。

■ 問合せ先

・佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

・日本年金機構「ねんきんネット」「ねんきん定期便」専用ダイヤル ☎0570-058-555（050から始まる電話でおかけの場合は☎03-6700-1144）